

## バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額について

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を行った場合に固定資産税（家屋）を減額する制度があります。制度の内容等は次のとおりです。

### 減額を受けられる要件

- (1) 新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅は除く）であること  
※併用住宅の場合は住宅部分の面積が2分の1以上であること
- (2) 次のいずれかの方が居住する既存の住宅であること  
①65歳以上の方 ②要介護認定又は要支援認定を受けている方 ③障害者の方
- (3) 次の工事で、国又は地方公共団体からの補助金等を除いた自己負担額が50万円を超えるものであること  
①廊下の拡幅 ②階段の勾配緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良  
⑤手すりの取付け ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め化
- (4) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること。  
※新築軽減及び耐震改修の減額措置を受けている場合、又はバリアフリー改修の規定の適用を受けたことがある場合は対象外となります。

### 減額の内容

- (1) 工事完了した翌年度分の、固定資産税（家屋）の3分の1を減額
- (2) 減額対象床面積は1戸当たり100㎡分まで

### 減額を受けるための手続き

改修工事完了後3ヶ月以内に、固定資産税（住宅バリアフリー改修）減額申告書を作成し、下記の必要書類を添付して税務課固定資産税係に申告してください。

- ①改修工事が行われたことが確認できる書類
- ②工事明細書、写真、改修費用が確認できる書類
- ③補助金等の交付決定通知書の写し
- ④次のいずれかに該当する書類
  - ア、65歳以上の方…住民票
  - イ、要介護認定又は要支援認定を受けている方…被保険者証の写し
  - ウ、障害者の方…障害者手帳等、障害者である旨を証する書類の写し

※書類での確認の他に、現地確認を行う場合もあります。

### 問い合わせ先

日の出町役場税務課固定資産税係 042-597-0511 内線265・266・267